

# 2026年度 休眠預金助成活用 人権 NPO 協働助成金 公募要項

追加公募！

## 当事者が孤立せず暮らせるまちにするための 人権プラットフォームづくりに 取り組む助成団体を募集します！

応募締切 2026年5月20日（水）12時（必着）

### 募集要項

- 対象** 大阪府内の地域に基盤を置き、被差別・社会的マイノリティの人権問題解決や地域づくりを行う民間の非営利組織や団体
- 助成額** 1年間上限500万円～下限300万円・3年間助成 1団体を選定（3年間で1団体上限1500万円、下限900万円）
- 事業期間** 2026年7月～2029年2月末
- 申請支援** 公募に関する説明会・個別相談の実施  
説明会 希望者にはオンデマンドを配信します。  
下記のフォームからお申し込みください。  
個別相談 締切前の平日10時～16時、事前予約制  
申込は下記メールか電話にて

～当団体の助成実績例（2025年度人権 NPO 協働助成事業）のご紹介～



子どもとつくる防災の町 MISONO 版/  
特定非営利活動法人 KARALIN



識字・日本語学習活動を通して防災レジリエンスを高める/識字・日本語研究会



ひとり親世帯の災害時子どもネットワーク/特定非営利活動法人スイスイ・すていしょん



災害時を踏まえた独居高齢者のつながりづくり/一般社団法人両国人権福祉交流センター



「ぼうさいタイム」であそぼうさい/  
特定非営利活動法人 こどもの里



一般財団法人大阪府人権協会（大阪市港区波除 4-1-37 HRC ビル 8 階）  
TEL.06-6581-8613 FAX.06-6581-8614  
E-mail info@jinken-osaka.jp HP <https://www.jinken-osaka.jp/>



## 1. 目的

大阪府人権協会（以下、「当協会」という）は、これまで被差別・社会的マイノリティに対する偏見や差別、社会的排除をはじめとする人権問題の解決に取り組む民間非営利団体（以下、「人権NPO」という）の活動に助成するとともに、当協会自身も協働して助成事業に取り組んできました。

この蓄積を活かしより事業を拡げていくために、当協会は休眠預金等活用法に基づく助成金\*の資金分配団体の選定を受け、人権NPO協働助成金（以下、「本助成金」という）の募集を行うこととなりました。

複雑化・複合化した人権課題や、それに起因する生活課題の解決には、地域レベルで活動する団体やグループ、個人をつなげる人権のプラットフォームとなる民間団体の取り組みが重要です。

本助成金は、こういった**人権保障のプラットフォームづくり、およびそれを担う民間団体の基盤を強化**することで、地域で孤立し困難に直面している人権の当事者が、途切れのない支援により**安心して地域で生活できる基盤（仕組み）が形成**されることをめざし、助成を行うものです。

※休眠預金等活用法に基づく助成金は、休眠預金を活用し民間公益活動の一層の活性化を通じて、未来の子どもたちに持続可能な社会を引き継ぐため、社会の変革を目指していくためのものであり、同法に基づく指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）からの助成で実施されます。

## 2. 本助成金の特徴と利点

- (1) 助成団体の基盤強化につながる人材育成に取り組めます。  
プラットフォームづくりにつながるネットワーク力、団体運営、地域づくり、資金獲得に必要なスキルについての学びを提供し、人材育成を行います。  
また、実行団体相互の学びあい・情報交流の場を創出することで、地域を超えたネットワークづくりの支援を行います。
- (2) 助成団体への伴走支援を行います。  
助成団体の事業目的達成に向け、①取り組みや基盤強化における助言（事業実施だけでなく、団体運営や会計支援など団体の困りごとに応じて支援）、②事業・民間組織の運営・人権問題解決等の専門家からの助言、③評価の専門家からの助言。

## 3. 助成対象団体（公募要件）

- ① 被差別・社会的マイノリティに対する忌避意識や偏見の克服、差別の解消などの人権問題の解決や地域づくりに取り組む団体。
- ② 大阪府内に団体の所在地を置き、活動をしている民間の非営利組織や団体。  
\*大阪府内で活動を行っていても、団体の所在地が府外の場合は対象となりません。
- ③ 組織のガバナンス・コンプライアンス体制を満たした運営をしている団体。  
※会則および会計を持ち、組織として意思決定ができ、継続した活動を行う団体・組織であること。等々

なお、次の団体は対象としません。

- ①宗教や政治活動を目的とする団体、②特定の公職の候補者や推薦や支持、これに反対することを目的としている団体、③資金分配団体と選定申請団体との役員・職員の兼職がある団体
- 他、助成対象要件については、公募要領を参照ください。

※過去に兼職関係があった場合、退任後6か月間を経過していない団体。等々

## 4. 優先的に解決すべき社会の諸課題及び当協会の求める取り組み

1. 本公募により助成する民間公益活動では、休眠預金等交付金で示す優先的に解決すべき「3つの領域、8つの諸課題」の社会の諸課題のうち、次の内容について解決をめざしています。
  - (1) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
    - ・働くことが困難な人への支援
    - ・孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

- ・女性の経済的自立への支援
- (2) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
- ・地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
  - ・安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
2. 本助成事業で実施をしていただきたい取り組みは次の通りです。
- 生活圏域における、①人権プラットフォームづくり、②事業実施や基盤整備に向けた実行団体内の人材育成や学習、③発信や政策提言（行政連携）、（人権プラットフォームづくりにつながる）④相談・支援、⑤啓発・学習、⑥多様な居場所づくりや住民が参画できる各種イベント

## 5. 助成額と選定数ならびに選定基準

助成額は、1団体あたり1年間上限500万円、下限300万円の3年間とし、1団体程度を選定します。以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

①ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を公正かつ適確に遂行できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
②事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、解決したい社会課題に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか 大阪府人権協会が本助成事業でめざすアウトカム達成に向けた、事業・資金計画となっているか
③実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
④継続性	助成終了後の計画（支援機関、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
⑤先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
⑥波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
⑦連携と対話	資金分配団体や多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的で尊重のある対話が想定されているか

## 6. 助成対象経費 \*「積算の手引き」参照

- 直接事業費 ※人件費を計上する場合、人件費水準の公開が必要  
実行団体による民間公益活動の実施に直接係る活動経費のうち、支出に係る証拠書類を提出することが可能な費用です。**助成額の85%以上**としてください。  
例：人件費の本事業従事分、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、謝金等
- 管理的経費  
役職員の人件費、管理部門などの管理経費、事務所の家賃等の一般的な経費で、本事業に要する経費として特定することが難しいものの一定の負担が生じている経費、活動を実施するための調査費等  
申請事業の経費として特定することが困難な費用については、他事業と按分して、算出根拠を明らかにしてください。**助成額の15%以下**とします。

※評価関連経費は助成金とは別途助成額の5%以下を助成 例) 3年間の助成額1500万円の場合上限75万円

## 7. 事業期間

2026年7月～2029年2月末（3年間）

## 8. 募集スケジュール・応募について・問合せ

### (1) 募集スケジュール

4月8日(水)	公募要領のWEB公開、公募開始
4月14日(火) 10時~5月13日(水) 12時	公募説明会オンデマンド配信(申込者限定YouTube配信)
<b>5月20日(水) 12時(必着)</b>	<b>公募締め切り *申請受付5月11日(月)から</b>
5月下旬~6月上旬	1次審査(書類選考)、6月上旬に1次審査結果の通知
6月17日(水) 午後	2次審査(プレゼンテーション)、6月下旬に最終結果通知
6月下旬~7月	契約締結、助成事業開始

※「公募説明会オンデマンド配信視聴」と、「個別相談」は選定の際に加点となります。

- ① 「公募説明会オンデマンド配信視聴」の申込締切は、2026年5月7日(木)12時。  
\*ご希望される方は次のgoogle formでお申込みください。  
<https://forms.gle/QnDF28ww4bpyFbmNA>
- ② 「個別相談」で応募を支援します。面談は対面またはオンラインにて実施いたします。事前予約(メールまたは電話)が必要です。

### (2) 応募手続きに関する注意事

- ① 応募に必要な書類(公募要領及び必要な様式等)は、当協会ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが難しい場合、当協会へお問い合わせください。
- ② 応募書類は、郵送(何らかの配達記録が残る方法)、E-mail送付、ご持参のいずれかでご提出ください。なお、書類に不備がある場合には受け付けができませんのでご注意ください。
- ③ 郵送の方について「様式2・3・4・8・9・10」は、E-mail(info@jinken-osaka.jp)でもお送りいただき、到着確認を行なってください。ご持参の場合はUSBでお持ちください。
- ④ 応募は1団体1事業とします。提出いただいた書類及び添付書類については、返却できません。
- ⑤ 申請書類の作成にあたっては、「公募要領」、「積算の手引き」をよく読んで作成ください。

### (3) お問い合わせやご相談・応募先

一般財団法人大阪府人権協会 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階  
電話/06-6581-8613 FAX/06-6581-8614  
E-mail/[info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp) HP/<http://www.jinken-osaka.jp> ※受付は、平日9時~17時

## 9. 個人情報の取り扱い

申し込みでいただいた名前や連絡先などの個人情報については、本事業のみに使い、厳重に保管するとともに、保存期間終了後に廃棄します。

## 10. 選定された団体に求められること

- ① 「公募要領」p.19以降「選定から助成終了まで」に記載をされている精算等・進捗報告書(毎月・年度の中間・年度末、事業終了後)・評価(事前・中間・事後・追跡)の取組を求めます。また、月1回の資金分配団体との会議への参加も求めます。
- ② 人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規定類等を自団体WEBサイトで一般公開してください。
- ③ 活動報告は取り組みを広げるため、大阪府人権協会の個人情報保護方針に則り、団体の同意を得たうえでホームページやソーシャルメディア等に掲載します。
- ④ 本助成事業で実施される種々の研修に参加してください。
- ⑤ 助成実施期間毎年度の中間と年度末に実践報告・交流会を開催しますので、参加してください。